

(趣旨)

第1条 この告示は、老朽空き家等の所有者等に対し、当該老朽空き家等の解体に要する費用について、予算の範囲内において補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽空き家等 市内に存する昭和56年 5 月31日以前の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。）に基づき着工された一戸建ての住宅又は併用住宅であって、5年以上使用がなされていないことが常態であるもの及びその外構等をいう。
- (2) 市内業者 市内に本社等を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、建築物等の解体を行う事業者をいう。
- (3) 更地 老朽空き家等を解体し、及び撤去し、新たに利活用できる状態となった土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、老朽空き家等の所有者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税（市外居住者にあつては、当該居住地における市区町村税を含む。）を滞納していないこと。
- (2) 所有者が複数いる場合は、老朽空き家等を解体することに関して所有者の全員の同意を得ていること。
- (3) 老朽空き家等に関し所有権以外の権利を設定している者がいる場合は、老朽空き家等を解体することに関して当該権利者の同意を得ていること。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる老朽空き家等は、公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていない老朽空き家等のうち個人が所有するものとする。

(補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、第8条の規定による通知を受けた後に着工する工事であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 老朽空き家等を解体し、更地にする工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 前項各号に掲げる工事のうち本市で実施している他の補助金制度等の対象となる工事は、補助対象工事から除外するものとする。

(補助金の額)

第6条 老朽空き家等が一戸建て住宅（賃貸の用に供していたものを除く。）の場合の補助金の額は、補助対象工事に要する費用（家財等の動産の処分に関する費用及び消費税等を除く。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）とし、併用住宅の場合にあっては、補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額に、居住の用に供する部分（賃貸の用に供していた部分は除く。）の床面積を補助対象建築物の全ての床面積で除した値を乗じて得た額とし、それぞれ20万円（市内業者が行う場合は、30万円）を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北本市老朽空き家等解体補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 5年以上当該老朽空き家等の使用がなされていないことがわかる書類（当該老朽空き家等の所在地が桶川北本水道企業団の給水区域内の場合にあっては、水道使用量の確認に関する同意書（様式第2号）をもって代えることができる。）
- (2) 申請日以前30日以内に発行された市税の完納証明書（申請者が市外居住者である場合は、当該居住地における市区町村税の完納証明書を含む。）
- (3) 補助対象工事の内容がわかる見積書等の写し
- (4) 補助対象工事を行う老朽空き家等の建物登記事項証明書（未登記の場合は、当該年度の物件明細のある固定資産税の納税通知書等）
- (5) 現況写真
- (6) 共有者の同意書（様式第3号）（共有者がいる場合に限る。）
- (7) 所有権以外の権利を設定している者全員の同意書（様式第4号）（当該老朽空き家等に所有権以外の権利を設定している者がいる場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否

を決定し、当該申請をした者に北本市老朽空き家等解体補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助対象工事の内容変更）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の額の変更を伴う補助対象工事の額を変更しようとするときは、速やかに北本市老朽空き家等解体補助金交付決定変更申請書（様式第6号）に変更の内容がわかる見積書等の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定の変更）

第10条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、北本市老朽空き家等解体補助金交付決定変更申請に係る通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止）

第11条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに北本市老朽空き家等解体補助金補助対象工事の中止届出書（様式第8号）を市長に届け出なければならない。

（完了報告等）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、北本市老朽空き家等解体補助金補助対象工事完了報告書兼請求書（様式第9号。以下「報告書兼請求書」という。）に次に掲げる書類（補助対象工事の内容に変更があった場合は、次に掲げる書類及び変更内容に係る費用の内訳が分かる書類）を添えて、当該工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定の属する年度の末日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象工事の請負契約書等（第10条の規定により交付決定の変更が認められた場合は、変更後の工事請負契約書等）の写し
- （2） 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- （3） 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- （4） 解体後の現場写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北本市老朽空き家等解体補助金額確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象工事が交付決定の属する年度の末日までに完了しないとき。
- (4) 報告書兼請求書及び必要な添付書類を第12条に規定する期間内に提出しないとき。
- (5) 第11条の規定により、補助対象工事を中止したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、北本市老朽空き家等解体補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第39号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第55号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号抄）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月29日告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月3日告示第34号）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市老朽空き家等解体補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申

請のあるものについて適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。